

「子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しについて

1 要 旨

昨年12月12日の第20回北区子ども・子育て会議にて、1回目の検討を行った「子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しについて、今後公表を行っていくにあたり添付資料とおり、(案)を取りまとめた。

本日開催の北区子ども・子育て会議の議論を踏まえるとともに、平成31年4月の人口については、今年度北区が行う人口推計の推計値に置き換える形で修正を行う等、計画の中間見直しを進めていく。

2 経 過

- | | | |
|----------|----|--|
| 平成29年 | 7月 | 第18回北区子ども・子育て会議
(中間見直しを行うことについての報告) |
| 平成29年 | 8月 | 第19回北区子ども・子育て会議
(各事業の平成28年度実績報告) |
| 平成29年12月 | | 第20回北区子ども・子育て会議
(中間見直しにかんする1回目の検討) |

3 今後の予定

- | | | |
|-------|----|--|
| 平成30年 | 2月 | 北区議会文教子ども委員会にて報告及び各会派への意見照会 |
| 平成30年 | 3月 | 東京都へ「子ども・子育て支援計画」改訂の協議
本計画の中間見直しの完成 |

4 添付資料

「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直し(案)

ア、人口推計について

		本計画策定時の 推計値 (A)	H29.12 時点の 推計値【仮】(B)	実人数 (C) H30.1.1
H30.4.1	0歳児	2,834	3,041	2,793
	1-2歳児	5,594	5,782	5,660
	3-5歳児	7,525	7,636	7,626

		本計画策定時の 推計値 (A)	H29.12 時点の 推計値【仮】(B)	H30.1 時点の 推計値【仮】(D)
H31.4.1	0歳児	2,834	3,177	2,844
	1-2歳児	5,667	6,064	5,704
	3-5歳児	7,835	7,992	7,977

※(B)は、12月の子ども・子育て会議等で示した推計値で、平成29年1月1日時点の
実人口を基に推計を行った。

※子ども・子育て支援計画の平成30年の4月1日の人口は、平成30年1月1日時点の実
人口を、4月1日時点の予測人口として取り扱う。

イ、区内就学前人口（歳児別）の推移（1月1日時点）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成30年1月	2,793	2,913	2,747	2,686	2,572	2,368	16,079
平成29年1月	2,913	2,814	2,724	2,591	2,408	2,367	15,817
増 減	-120	99	23	95	164	1	262

ウ、区内就学前人口の対前年増加率（1月1日時点比較）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～5歳児	4.18%	2.00%	3.03%	1.66%
0～2歳児	4.28%	3.61%	3.31%	0.02%

北区子ども・子育て支援計画2015
(平成27年度～平成31年度)
の中間見直し(案)

平成30年3月



1 計画見直しの趣旨

北区では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、平成27年度から平成31年度までの5か年計画として、平成27年3月に「北区子ども・子育て支援計画2015」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、北区の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」（以下、「行動計画」という。）と「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」という。）を2つの柱として構成します。

事業計画は、国の指針により計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うものとされており。

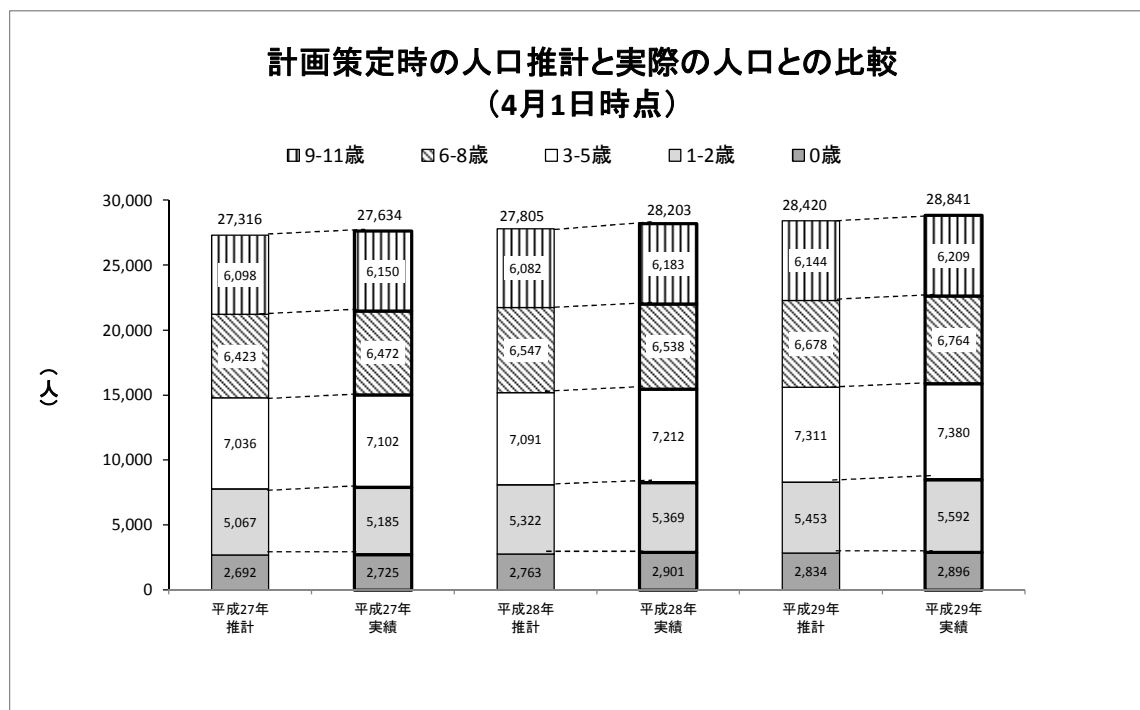
北区では、本計画策定時の人口推計を上回る人口の増加や計画上の量の見込みより実際の保育ニーズが多く推移していること、また本計画の上位計画に位置付けられている「北区中期計画」が、平成29年3月に改定されたことなどから、本計画の平成30年度と平成31年度の2か年における量の見込みや確保方策、行動計画における主な取り組み事業における平成31年度の目標について見直しを行うこととします。

※見直し要否の基準（国の市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】より）

- ・支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区に係る量の見込みと大きくかい離している場合（平成28年度4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合）
- ・10%以上のかい離がない場合でも、以下に該当する場合は原則として見直しが必要。
 - ①平成29年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
 - ②既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

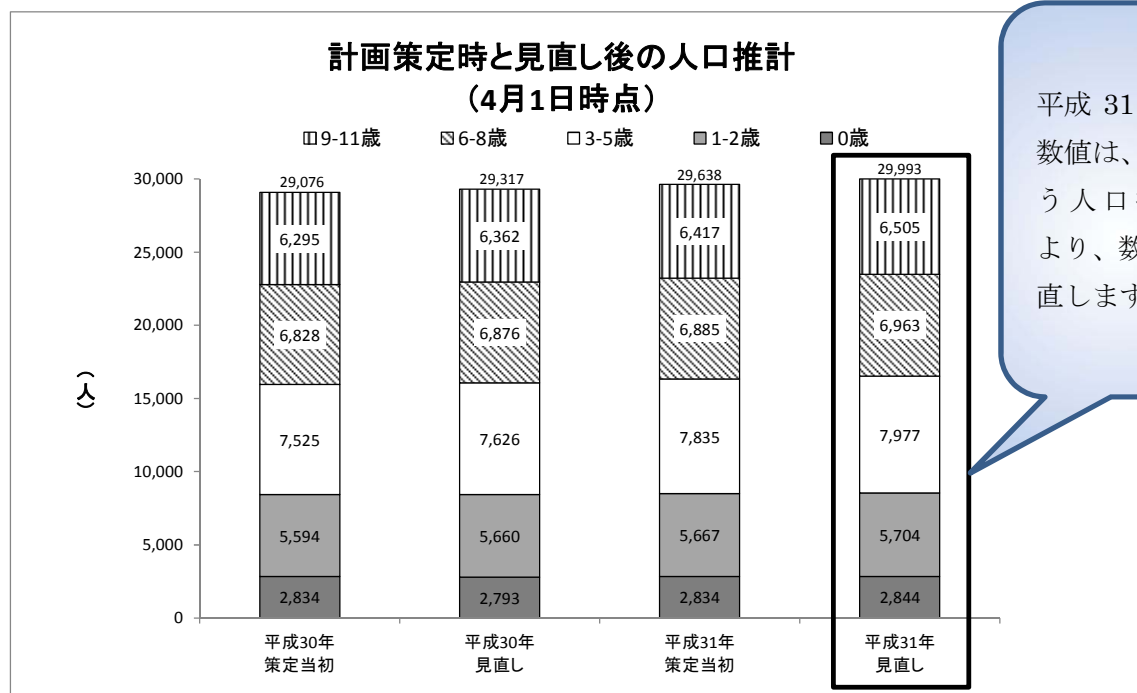
2 北区の0-11歳の人口推計の推移

(1) 本計画策定時の人口推計と4月1日時点の実際の人口の比較



(2) 中間見直しにおける人口推計

平成27年～29年において、4月1日時点の実人口は、本計画策定当時の推計値より高い数値となりました。本計画の中間見直しにおいては、平成30年1月1日時点の人口及び、平成30年3月に区で行った人口推計により、算出された値を用いることとします。



3 子ども・子育て支援事業計画（「北区子ども・子育て支援計画2015」第5章）

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策について

①保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

年々増加する保育所入所希望者の割合を勘案し、新たな人口推計を踏まえ、量の見込みを算出します。確保量については、改訂された中期計画の計画値に滝野川西地区等の追加整備分を加えたものとしています。

■赤羽地区

既存計画値と実績		1年目 (平成27年度)			2年目 (平成28年度)			3年目 (平成29年度)			既存計画値と見直し案		4年目 (平成30年度)			5年目 (平成31年度)				
		2号	3号	0歳	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳			2号	3号	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳
既存計画値		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
既存計画値	①量の見込み	1,395	997	273	1,415	1,029	280	1,458	1,054	287	1,492	1,082	287	1,535	1,096	287	1,492	1,082	287	
	②確保方策	特定教育・保育施設※	1,589	906	234	1,709	945	243	1,763	981	255	1,763	981	255	1,763	981	255	1,763	981	255
		特定地型保育事業※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	6	0	12	6	0	12	6
		認可外保育施設等	5	113	32	5	113	32	5	113	32	5	113	32	5	113	32	5	113	32
	②-①過不足	199	22	▲7	299	29	▲5	310	40	0	276	24	6	233	10	6	276	24	6	
実績		1,501	1,092	227	1,594	1,186	290	1,641	1,244	305	1,742	1,474	336	1,806	1,614	351	1,742	1,474	336	
実績	②確保実績	1,589	906	234	1,686	1,010	234	1,916	1,255	288	2,035	1,341	297	2,182	1,353	302	2,035	1,341	297	
	特定教育・保育施設※	0	0	0	0	0	0	0	34	9	0	56	24	0	56	24	0	56	24	
	特定地型保育事業※	5	113	32	0	117	40	0	100	34	0	86	28	0	86	28	0	86	28	
	認可外保育施設等	待機児数	4	53	2	9	71	7	0	11	4	293	9	13	376	▲119	3	293	9	

■王子地区

既存計画値と実績		1年目 (平成27年度)			2年目 (平成28年度)			3年目 (平成29年度)			既存計画値と見直し案		4年目 (平成30年度)			5年目 (平成31年度)				
		2号	3号	0歳	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳			2号	3号	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳
既存計画値		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
既存計画値	①量の見込み	960	702	161	952	722	165	949	740	169	972	758	169	999	768	169	972	758	169	
	②確保方策	特定教育・保育施設※	1,046	696	161	1,046	728	167	1,046	728	167	1,046	728	167	1,046	728	167	1,046	728	167
		特定地型保育事業※	0	12	6	0	12	6	0	12	6	0	12	6	0	12	6	0	12	6
		認可外保育施設等	0	75	19	0	75	19	0	75	19	0	75	19	0	75	19	0	75	19
	②-①過不足	86	81	25	94	93	27	97	75	23	74	57	23	47	47	23	74	57	23	
実績		1,051	781	207	1,049	853	219	1,118	928	225	1,184	1,006	242	1,237	1,044	253	1,184	1,006	242	
実績	②確保実績	1,046	696	161	1,076	756	168	1,142	821	168	1,387	956	197	1,464	964	211	1,387	956	197	
	特定教育・保育施設※	0	12	6	0	25	12	0	66	26	0	82	30	0	82	30	0	82	30	
	特定地型保育事業※	0	75	19	0	70	15	0	70	15	0	56	9	0	56	9	0	56	9	
	認可外保育施設等	待機児数	3	30	15	0	51	18	2	1	13	203	88	▲6	227	58	▲3	203	88	

■ 滝野川地区

既存計画値と実績 ＜滝野川地区＞		1年目 (平成27年度)			2年目 (平成28年度)			3年目 (平成29年度)			既存計画値と見直し案 ＜滝野川地区＞		4年目 (平成30年度)			5年目 (平成31年度)			
		2号		3号	2号		3号	2号		3号			2号		3号	2号		3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳			3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
既存計画値	①量の見込み	859	696	155	872	764	159	927	782	163	既存計画値	①量の見込み	966	803	163	1,035	813	163	
	②確保方策																		
	特定教育・保育施設※	902	644	156	1,037	695	171	1,133	757	183			特定教育・保育施設※	1,187	784	192	1,241	811	201
	特定地型保育事業※	0	0	0	0	12	6	0	12	6			特定地型保育事業※	0	12	6	0	12	6
	認可外保育施設等	0	44	15	0	44	15	0	44	15			認可外保育施設等	0	44	15	0	44	15
	②-①過不足	43	▲8	16	165	▲13	33	206	31	41		②-①過不足	221	37	50	206	54	59	
実績	実際の保育利用希望者量	864	712	211	936	836	254	1,009	922	245	見直し(案)	①量の見込み	1,057	953	227	1,160	978	238	
	②確保実績																		
	特定教育・保育施設※	902	644	156	991	763	169	1,047	823	174			特定教育・保育施設※	1,107	880	180	1,242	969	201
	特定地型保育事業※	0	0	0	0	13	6	0	57	24			特定地型保育事業※	0	86	33	0	86	33
	認可外保育施設等	0	44	15	0	38	12	0	38	12			認可外保育施設等	0	38	12	0	38	12
	待機児数	6	34	13	1	51	24	9	28	14		②-①過不足	50	51	▲2	82	115	8	

②幼稚園 認定こども園（教育利用分）

現行の定員が維持されることを前提とし、近年の区内・区外利用者の割合を勘案し、見直しを行います。

既存計画値と実績		1年目 (平成27年度)		2年目 (平成28年度)		3年目 (平成29年)		既存計画値と見直し案		4年目 (平成30年度)		5年目 (平成31年)			
		2号		2号		2号				2号		2号		2号	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号			1号	2号	1号	2号	1号	2号
計画数値	①量の見込み	3,024	535	3,048	539	3,143	555	計画数値	①量の見込み	3,235	572	3,368	595		
			3,559		3,587		3,698				3,807		3,963		
			1,504		1,476		1,365				1,256		1,100		
			3,559		3,587		3,698				3,807		3,963		
				567		572			589			607		632	
実績	①実際の保育利用希望者量		5,049		5,025		4,819	見直し(案)	①量の見込み		4,957		4,937		
		2,630	464	2,655	468	2,572	454			2,717	479	2,700	476		
		3,094		3,123		3,026				3,196		3,176			
		1,955		1,902		1,793				1,761		1,761			
		3,108		3,131		3,184				3,196		3,176			
		689		671		623			602		599				
		2,419		2,460		2,561			2,594		2,577				
		1,955		1,902		1,793			1,761		1,761				
		118		106		98			106		106				
		1,837		1,796		1,695			1,655		1,655				
		14		8		158			0		0				

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

①見直しについての判断基準及び対象事業について

量の見込みについては、これまでの実績から今後の見込みと現計画値とにかい離が生じると予測できる事業、また新たに実施することとなった事業について見直しを行います。

確保量は、量の見込みの見直し、または「北区中期計画」の改定に伴い上方修正するものについて見直しを行います。

【量の見込み】	判断基準	対象事業
(一) 計画値を変更しない	当初の計画とおりに進捗しているもの	(1) 利用者支援事業
	利用実績が、計画上の「量の見込み」を下回るものの、利用条件などから利用を断念するケースが見受けられるもので、潜在ニーズを考慮すべきである事業	(6) 子育て支援短期支援事業、(7) ファミリーサポートセンター事業、(9) 延長保育事業、(10) 病児・病後児保育事業、(11) 放課後児童健全育成事業
(↓) 計画値を下方修正する	H27・28年度の実績より、ニーズ調査に基づく計画策定時の「量の見込み」よりも少なく推移すると予測できるもの。	(2) 地域子育て支援拠点事業
(↑) 計画値を上方修正する	H27・28年度の実績より、ニーズ調査に基づく計画策定時の「量の見込み」よりも多く推移すると予測できるもの。	(3) 妊婦健康診査、(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業、(5) 養育支援訪問事業、(8) 一時預かり事業
	計画策定時以降に、事業を実施することとなったもの。	(12) 実費徴収補足事業
【確保方策】	判断基準	対象事業
(一) 計画値を変更しない	当初の計画とおりに進捗しているもの	(1) 利用者支援事業、(2) 地域子育て支援拠点事業、(6) 子育て支援短期支援事業、(7) ファミリーサポートセンター事業、(9) 延長保育事業、(10) 病児・病後児保育事業
(↑) 計画値を上方修正する	「量の見込み」の増加に対応し、上方修正を行うもの。	(3) 妊婦健康診査、(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業、(5) 養育支援訪問事業、(8) 一時預かり事業
	改定された中期計画の計画値に対応して、子・子計画の修正を行うもの。	(11) 放課後児童健全育成事業
	計画策定時以降に、事業を実施することとなったもの。	(12) 実費徴収補足事業

②計画の見直し一覧

(↑：上方修正 ↓：下方修正 ー：修正なし)

事業名		量の見込み	確保方策
1	利用者支援事業	ー	ー
2	地域子育て支援拠点事業	↓	ー
3	妊婦健康診査	↑	↑
4	乳児家庭全戸訪問事業	↑	↑
5	養育支援訪問事業	↑	↑
6	子育て支援短期支援事業(ショートステイ)	ー	ー
7	ファミリーサポートセンター事業	ー	ー
8	一時預かり事業	↑	↑
9	延長保育事業	ー	ー
10	病児・病後児保育事業	ー	ー
11	放課後児童健全育成事業	ー	↑
12	実費徴収支援事業	↑	↑

③各事業について

() 内は、計画を変更前の数値を記載しています。

1.利用者支援事業

【事業概要】子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係期間との連絡調整等を実施します。

計画見直し対象年度

年度		27	28	29	30	31
量の見込み (箇所)	計画値	1	1	1	1 (1)	1 (1)
	確保方策 (箇所)	1	1	1	1 (1)	1 (1)

2.地域子育て支援拠点事業

【事業概要】乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

計画見直し対象年度

年度		27	28	29	30	31
量の見込み (人回)	計画値	266,301	277,490	284,423	236,363 (289,262)	247,572 (291,768)
	実績	201,361	214,357	-	-	-
確保方策 (人回)	計画値	243,000	255,200	267,400	279,600 (279,600)	291,800 (291,800)

3.妊婦健康診査

【事業概要】妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

		計画見直し対象年度				
年度		27	28	29	30	31
量の見込み (人回)	計画値	33,898	34,798	35,697	42,702 (35,697)	44,609 (35,697)
	参考) 実人数	2,638	2,708	2,778	2,843 (2,778)	2,970 (2,778)
	実績	36,265	38,610	-	-	-
確保方策 (人回)	計画値	33,898	34,798	35,697	42,702 (35,697)	44,609 (35,697)

4.乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

		計画見直し対象年度				
年度		27	28	29	30	31
量の見込み (人)	計画値	2,557	2,625	2,692	2,889 (2,692)	3,018 (2,692)
	実績	2,477	2,694	-	-	-
確保方策 (人)	計画値	2,557	2,625	2,692	2,889 (2,692)	3,018 (2,692)

5.養育支援訪問事業

【事業概要】養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

		計画見直し対象年度				
年度		27	28	29	30	31
量の見込み (人)	計画値	215	219	224	1,179 (229)	1,206 (234)
	実績	462	772	-	-	-
確保方策 (人)	計画値	215	219	224	1,179 (229)	1,206 (234)

6.子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】保護者の仕事、疫病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行います。

計画見直し対象年度

	年度	27	28	29	30	31
量の見込み (人日)	計画値 0～5歳児	775	795	817	836 (836)	856 (856)
	計画値 就学児	755	762	773	791 (791)	802 (802)
	実績	48	30	-	-	-
確保方策 (人日)	計画値	1,795	1,795	1,795	1,795 (1,795)	1,795 (1,795)

7.子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター事業) (就学児)

【事業概要】育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

計画見直し対象年度

	年度	27	28	29	30	31
量の見込み (人日)	計画値	6,169	6,236	6,337	6,484 (6,484)	6,566 (6,566)
	実績	4,563	3,198	—	—	—
確保方策 (人日)	計画値	7,200	7,200	7,200	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)

8.一時預かり事業

【事業概要】家庭において保育を受けることができる一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

<幼稚園・認定こども園(1号)の一時預かり>(預かり保育)

計画見直し対象年度

	年度	27	28	29	30	31
量の見込み (人日)	計画値	48,511	48,890	50,407	165,706 (51,883)	166,716 (54,020)
	実績	158,371	162,835	—	—	—
確保方策 (人日)	計画値	48,511	48,890	50,407	165,706 (51,883)	166,716 (54,020)

<幼稚園・認定こども園（1号）以外>

（保育園の一時預かり保育・緊急保育・ファミリーサポートセンター事業(就学前)、トワイライトステイ）

計画見直し対象年度

	年度	27	28	29	30	31
量の見込み （人日）	計画値	39,872	42,267	43,166	43,600 (43,600)	43,216 (43,216)
	実績	11,968	10,342	—	—	—
確保方策 （人日）	計画値	33,300	35,800	38,300	40,800 (40,800)	43,300 (43,300)

9.延長保育事業

【事業概要】 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。

計画見直し対象年度

	年度	27	28	29	30	31
量の見込み （人）	計画値	1,174	1,205	1,238	1,266 (1,266)	1,297 (1,297)
	実績	596	670	—	—	—
確保方策 （人）	計画値	967	1,050	1,133	1,216 (1,216)	1,297 (1,297)

10.病児病後児保育事業

【事業概要】 病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師が一時的に保育等を行います。

計画見直し対象年度

	年度	27	28	29	30	31
量の見込み （人日）	計画値	3,536	3,627	3,729	3,833 (3,833)	3,945 (3,945)
	実績	243	260	—	—	—
確保方策 （人日）	計画値	1,000	2,000	2,000	2,000 (2,000)	2,000 (2,000)

11.放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。
 ※各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、当面の措置として、学童クラブでは、1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、児童館や放課後子ども総合プラン一般登録の特定的な利用としています。

■赤羽地区

		計画見直し対象年度				
年度		27	28	29	30	31
量の見込み (人)	1～3年生計画値	1,104	1,130	1,170	1,154 (1,207)	1,204 (1,224)
	1～3年生実績	989	1,038	1,137	—	—
	4～6年生計画値	167	169	170	191 (171)	194 (175)
	4～6年生実績	131	152	187	—	—
確保方策 (人)	1～3年生	1,120	<1,105> 1,160	<1,115> 1,200	1,195 (1,200)	1,240 (1,240)
	4～6年生	0※				

■王子地区

		計画見直し対象年度				
年度		27	28	29	30	31
量の見込み (人)	1～3年生計画値	656	655	650	737 (643)	751 (637)
	1～3年生実績	697	730	697	—	—
	4～6年生計画値	94	92	94	55 (96)	55 (96)
	4～6年生実績	43	46	54	—	—
確保方策 (人)	1～3年生	760	760	760	790 (760)	790 (760)
	4～6年生	0※				

■滝野川地区

		計画見直し対象年度				
年度		27	28	29	30	31
量の見込み (人)	1~3年生計画値	613	634	648	663 (674)	674 (683)
	1~3年生実績	602	646	665	—	—
	4~6年生計画値	108	108	108	118 (114)	118 (118)
	4~6年生実績	58	99	118	—	—
確保方策 (人)	1~3年生	650	650	650	720 (690)	720 (690)
	4~6年生	0※				

12.実費徴収に係る補足給付を行う事業 【新規】

【事業概要】保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

		計画見直し対象年度				
年度		27	28	29	30	31
量の見込み (人)	計画値	—	—	—	4 (—)	4 (—)
	実績	—	2	—	—	—
確保方策 (人)	計画値	—	—	—	4 (—)	4 (—)

4 次世代育成支援行動計画（「北区子ども・子育て支援計画2015」第4章）

（1）主な取り組み事業の平成31年度の見直し後の目標について

平成29年3月に改定された「北区中期計画」の計画値に合わせた変更、または平成27～28年度の事業実績を踏まえ、平成31年度の目標を見直します。

■施策目標1 家庭の育てる力を支援

①保育ニーズに対応した支援サービスの強化

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	定員数9,428人	定員数7,550人
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	定員2,750人 (小学校1～3年生)	定員数2,690人 (小学校1～3年生)

※特定のな利用：長期休業期間中などの一日育成が必要な場合に、弁当を持参し、一日、児童館や放課後子ども総合プランの一般登録を利用できるものです。また、この制度を利用している4年生以上の児童は、放課後、ランドセルを背負ったまま、自宅に帰ることなく直接児童館を利用できます。

②子育てに関する相談・情報提供の充実

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集・情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援をします。	1か所	1か所
子育て応援サイトの充実	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす「子育て応援サイト」の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	運用・拡充	運用・拡充

③親育ちへの支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
はびママ学級・パパになるための半日コース(旧名称：ママパパ学級・パパになるための半日コース)	専門職による妊娠・出産・育児についての指導や助言、実習を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	はびママ学級 24回実施 年1,680人(年延べ) パパ半日年24回 年720人	はびママ学級 24回実施 年1,680人(年延べ) パパ半日年24回 年720人
親育ちサポート事業	地域の子育て支援施設である児童館(子どもセンター)で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーバティス・パーフェクト・プログラム(NPプログラム)」を実施、親が自信を持って子育てができるようサポートします。	年24回開催、 年264人	年35回開催、 年350人
ママ応援プロジェクト	乳幼児を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	延べ参加者数600人 (目標数：No.5-3-3 「イクメン講座・イクじいイクばあ講座」を合わせた数)	延べ参加者数400人 (目標数：No.5-3-3 「イクメン講座・イクじいイクばあ講座」を合わせた数)

④安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	妊婦健診 延44,609人 産婦健診 3,252人	妊婦健診延35,697人 産婦検診2,778人
妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が妊娠・産後の健康管理のための訪問を実施します。また、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、全戸訪問を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供も行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。	妊産婦訪問人数 延3,018人 新生児訪問人数 延3,018人	(新生児)訪問人数 2,692人
産前産後セルフケア講座	妊娠安定期と産後3か月までの女性を対象として、自身の身体のケアと育児不安や孤立感の軽減を図ります。	全児童館、子どもセンターでの実施を推進	
安心ママヘルパー事業	産前産後の体調不良で家事や育児が困難な方に対し産前1ヶ月から産後4か月になる前日までの間、民間ヘルパーを派遣します。（平成30年度より、利用対象者を産前1か月から産後6か月になる前日までの間に変更）	ヘルパー派遣利用者 2,400人	ヘルパー派遣利用者 2,400人

⑤経済的負担の軽減

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	維持推進	維持推進
私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	維持推進	維持推進
親元近居助成	区内に10年以上住む親の近くで、子ども世帯（18歳未満の子ども1人以上扶養・同居）が区内の住宅を取得する際に、20万円を限度に登記費用を助成します。	年間70件	250件（累計）

■施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

①地域における子育て家庭への支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動	親の育児不安解消や交流の場の提供、仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	全児童館（子どもセンター）で実施	全児童館（子どもセンター）で実施
ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、区が連絡調整を行い区民による「サポート会員」がお子さんをお預かりします。	サポート会員数740人	サポート会員数740人
幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	全幼稚園で実施 全保育園で実施	全幼稚園で実施 全保育園で実施
家庭教育力向上アクションプラン	家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。	拡充	推進

②健やかに育ち、育てる地域活動の促進

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
協働による地域づくりの推進	地域づくり応援団事業：NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共的活動を支援します。政策提案協働事業：NPOやボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	推進	推進
青少年地区委員会活動	区内各地区において、伝統や環境などの特性を活かして、スポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施する青少年地区委員会の活動を支援します。	維持推進	維持推進

③地域における子育てネットワークの育成・支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	7地域で実施	7地域で実施

④地域づくりのための人材育成の推進

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）職員に対し、乳幼児親子や中高生対応に必要なスキルを身につける研修を行います。また、地域ネットワークの拠点として、利用者・地域・学校等の関係機関を結びつける意識と能力を身につける研修を行います。	年14回開催	年14回開催

⑤子どもの安全を確保する活動の推進

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
子ども見守りネットワークの構築	区内で刃物所持事件等、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	維持推進	維持推進
子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	年100回実施	年90回実施
通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	児童交通指導員 128箇所 通学路標識538本	児童交通指導員 128箇所 通学路標識538本
安心安全な給食の実施	園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・区立小中学校で手づくりの給食を提供します。 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかずの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。	保育園及び小中学校で 実施	保育園及び小中学校で 実施

■施策目標3 未来を担う人づくり

①就学前教育の充実

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
きらきら0年生応援プロジェクト	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣します。	維持推進	維持推進
区立認定こども園の開設	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設に取り組みます。モデル実施として、平成29年度に1園の開設を予定しています。	1園開園及び開園後の検証	1園開園

②教育の場における子育ての支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
北区小中一貫教育の推進	北区学校ファミリー構想を踏まえ、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	全サブファミリーで推進	全サブファミリーで推進
ふるさと北区への愛着を育む事業〔グローバル人材育成プロジェクト〕	北区の子どもたちが、郷土を知り、郷土への関心を高めるため、小学校の社会科や総合的な学習の時間帯において、「北区の歴史 はじめの一步」を活用した学習等を実施することにより、「ふるさと北区」への愛着を育む事業を推進します。	全小学校で推進	全小学校で推進
新聞大好きプロジェクト〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学校の児童・生徒に新聞に親しませ、社会の出来事やしぐみに興味・関心を持たせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通して、言語活動の充実を図り、生きる力を育みます。	全小中学校で推進	全小中学校で推進
イングリッシュサマーキャンプ事業〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立中学2年生を対象とした夏季施設事業。外国人留学生と活動を共にすることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解を深めることを目的とします。	全中学校で推進	全中学校で推進
ALTの配置〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。小学校では、小1～小6の英語及び外国語活動の時間にALT（外国語指導助手）を配置します。滝野川紅葉中学校では、放課後を活用してイングリッシュプラザを実施し、英語活用の機会を増やします。	全小中学校で推進	全小中学校で推進
理科大好きプロジェクト〔グローバル人材育成プロジェクト〕	理科実験支援事業、実験講座（平成27年度より、サイエンスDAYキャンプをサイエンスラボへ一本化）を実施します。	全中学校で推進	全中学校で推進
学力パワーアップ事業〔確かな学力向上プロジェクト〕	区立小中学校に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。	全小中学校で推進	全小中学校で推進
中学校スクラム・サポート事業〔確かな学力向上プロジェクト〕	数学専任の教育アドバイザー（元校長）が、全区立中学校において数学専科の教員への巡回指導を実施し、各学校での授業改善を推進します。また、家庭学習アドバイザー（外部講師）が、希望する生徒の数学及び英語の家庭学習を支援し、生徒個々の課題の解決と学習意欲の向上に取り組みます。	全中学校で推進	全中学校で推進
夢サポート教室〔確かな学力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現を支援する学習教室を実施します。（27年度モデル実施）	全中学校で推進	全中学校で推進
学力フォローアップ教室〔確かな学力向上プロジェクト〕	早い段階での学習のつまづきを解消するため、小学3年生、4年生を対象に学力補充教室を実施します。（27年度モデル校実施）	全小学校で推進	全小学校で推進

③自己実現の場と体験機会の提供

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。(希望園で実施)	維持推進	小中学校等62施設で実施
トップアスリート直伝教室	味の素ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得します。また、キッズアスレティックスを小学校単位で体験し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。	継続 キッズ アスレティックス 12校	継続 キッズ アスレティックス 10校
キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、区立小中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	全区立小中学校で実施	全区立小中学校で実施
中学生防災学校 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、AEDの使い方や初期消火の方法など防災の知識を身に付けさせ、中学生の力が地域の防災力向上に寄与するよう指導します。	全区立中学校で実施	全区立中学校で実施
地域防災リーダー育成・中学生編 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生が将来の地域防災リーダーになれるよう、地域の自主防災組織や消防団、消防署、学校などと連携を図り、地域や学校に配備されている防災資機材(D級ポンプ、救助用品、炊き出し用品等)の使用方法などを経験させることで、災害発生時には、中学生が中心となって活躍できる基盤づくりを行います。	全区立中学校で推進	全区立中学校で実施

④こころとからだの健全な成長への支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
心の教育推進委員会の運営	「北区心の教育推進委員会」を設置し、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	推進	推進
乳幼児健康診査(3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題を早期に発見し対応します。	受診者数延べ 14,054人	受診者数延べ 14,054人
北区楽しい食の推進員による食育講座	食の大切さを伝えていくため、区独自で養成している「北区楽しい食の推進員(栄養士)」が講師となり、主に児童館(子どもセンター)の乳幼児クラブに参加している保護者を対象として食に関するテーマの講座を実施します。	参加者数延 1,000名以上	1施設×4回/年実施

⑤子供に対する相談体制の充実と居場所の確保

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進	小学校を会場として、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「学童クラブ」「放課後子ども教室」「校庭開放」「地域寺子屋」の機能を併せ持つ「放課後子ども総合プラン」を全小学校に導入していきます。実施校ごとに地域の方で構成する実行委員会を設置し、地域の方々の協力を得ながら実施します。	わくわくひろば全校、 学童クラブ64クラブ (内一体型64) 放課後子ども教室全校	わくわくひろば全校、 学童クラブ64クラブ (内一体型64) 放課後子ども教室全校
ティーンズセンターの設置	地域の中高一世代の居場所や自己実現の場・社会体験機会の場を提供するとともに、中高生世代の悩みなどの相談や地域と中高生世代の架け橋としての役割を果たし、次代を担う人材を育成していきます。	移行(箇所数は検討中)	6か所

■施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

①児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
養育支援訪問事業	子育ての不安が強く、養育が困難な家庭に対し、子ども家庭支援センター職員による助言・指導や民間ヘルパーの派遣を行い、家庭で自立した生活が送れるよう、子育てを支援し、また保護者の養育力の向上を図る。	1,206件	234人
要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館（子どもセンター）を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を推進し、情報を共有しながら要保護児童などへの適切な対応を図ります。	充実	充実

②ひとり親家庭への支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワークと連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	推進	推進
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	充実	充実
児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	継続	継続
児童育成手当の支給	18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。（都制度）	継続	継続

③障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
さくらんぼ園 (子ども発達支援センター) ・児童発達支援事業 ・相談支援事業	発達の遅れやつまづきまたは、その疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や区民に対する普及啓発活動等を行い、相談支援事業所として「サービス等利用計画」の作成を行います。	充実	充実
障害児通所支援事業 (放課後等デイサービス)	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、居場所づくりを行います。	充実	充実
特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とした支援体制の整備を図り、早期に特別支援教育につなげるために、各校で指導を行うための特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。	中学校への配置5校 (小学校36校対応済み)	特別支援教室実施校36校

④生活困窮家庭への支援

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
自立支援プログラム (高校進学支援プログラム)	生活保護世帯で中学生の子どもを持つ保護者に、塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進学意識を高め、高校入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	推進	推進

■施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

①ワーク・ライフ・バランスの理解促進

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取り組みや推進方法等及び仕事と生活の調和に役立つ情報について、情報誌や講座等により情報提供を行います。	推進	推進

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業と認定し、広く区内にPRをすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発並びに推進を図ります。	推進企業認定数26社 (累計)	推進企業認定数26社 (累計)
アドバイザー派遣制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業または取り組みを更に向上させようとする企業に専門のアドバイザーを派遣する。	アドバイザー派遣 年3件	アドバイザー派遣 年5件

③男女が共に担う子育ての推進

事業名	事業内容	平成31年度目標 (変更後)	平成31年度目標 (変更前)
パパ参上	父親向けに、親子で楽しめる遊びや育児等の講座を行います。	10回/年実施	10回/年実施
イクメン講座・イクじいイクばあ講座〔全世帯で担う子育ての推進〕	育児に積極的に関わろうとする男性（父親）や祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関わる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座などを実施します。	目標数：No.1-3-4 「ママ応援プロジェクト」を合わせた参加者数 延べ参加者数600人	目標数：No.1-3-4 「ママ応援プロジェクト」を合わせた参加者数 延べ参加者数400人
父親への支援事業〔全世帯で担う子育ての推進〕	児童館（子どもセンター）において、父親向けのイクメン事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場の提供を行い、ネットワークづくりのきっかけとなる仕掛けを行っていきます。		

■計画事業一覧

※表中の網掛けの事業は、次世代育成支援行動計画における「主な取り組み事業」です。

※計画策定時より新たに開始した事業は「新」、終了した事業は、「終了」と記載しています。

施策目標1 家庭の育てる力を支援

個別目標① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

No.	事業名	事業内容	所管課
1	保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	子育て施策担当課
2	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子ども未来課
3	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において通常の教育時間の終了後や長期休暇中にお子さんをお預かりします。	子育て施策担当課
4	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
5	子どもトワイライトステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
6	認可保育園	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0歳～5歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
7	認証保育所	大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0歳～3歳未満児の保育を行います。	保育課
8	家庭福祉員	保育士等の資格を持つ者が、0歳～3歳未満児を家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	保育課
9	定期利用保育施設	都の制度に則り、北区が承認した認可外保育施設として、パートタイム就労等、継続して短時間の保育が必要な方も利用が可能とした、多様な就労形態に即した保育を実施します。	保育課
10	地域型保育事業 (旧事業名：小規模保育所)	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が設置・運営している施設で保育の必要性のある0歳～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
11	一時保育事業	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合、保護者にかわって保育園で保育します。	保育課
12	緊急保育事業	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。	保育課
13	延長保育事業	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課
14	休日保育事業	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない際、保育園での保育を実施します。	保育課
15	年末保育事業	保護者が就労等で、年末に児童の養育ができない場合に保育園で保育を実施します。	保育課
16	夜間保育	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	保育課
17	病児・病後児保育(施設型)	病中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童を対象に、保護者が就労等で児童の養育ができない場合、医療機関や保育所等で保育を行います。	保育課
18	病児・病後児保育 (利用料金助成型)	民間の居宅訪問型病児サービスを利用した際、その利用料の一部を補助します。	保育課
19	福祉サービス第三者評価の実施	保育サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	保育課

個別目標② 子育てに関する相談・情報提供の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子育て相談事業	児童館（子どもセンター）において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、拠点の児童館（子どもセンター）において、専門相談員による子育て相談を実施します。	子ども未来課
2	(仮称)子どもプラザの検討	総合的な子育て支援拠点として、子どもの発達や子育てに関する不安の解消に対応する相談機能なども備えた「(仮称)子どもプラザ」の整備を検討します。	子ども未来課
3	利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集・情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援をします。	子ども家庭支援センター
4	子育てガイドブック、子育てマップの発行	出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック・マップを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課
5	「きたくのようちえん」の発行	幼稚園は、独自の教育方針のもと、特色ある幼児教育を展開しています。幼児教育に関心を深めていただくとともに、ご家庭やお子さんにあった幼稚園を選ぶ際の参考としていただくために、「きたくのようちえん」を隔年で発行します。	子育て施策担当課
6	「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課
7	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子育てマップ等を入れた「子育て福袋」をお渡ししています。	子ども未来課
8	子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	子ども未来課
9	子育て応援サイトの充実	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす“子育て応援サイト”の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	子ども未来課
10	保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）ホームページによる情報提供	保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）の情報を児童や保護者、地域へ提供し、施設の特色や生活の様子などを伝えることにより、より活発な活用を図るため、ホームページを作成・更新します。	保育課、 学校支援課 子ども未来課
11	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	子ども家庭支援センター
12	教育相談所の運営	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の児童・生徒の教育指導に関する問い合わせや個別的な相談の要請に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及を行います。	教育支援担当課

個別目標③ 親育ちへの支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	はびママ学級・パパになるための半日コース (旧事業名：ママパパ学級・パパになるための半日コース)	専門職による妊娠・出産・育児についての指導や助言、実習を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	健康推進課
2	リフレッシュタイム	育児のストレスを感じている母親を対象に、保健師や専門職とともに自分自身を取り戻すためのグループワークをおこないます。	健康推進課
3	親育ちサポート事業	地域の子育て支援施設である児童館（子どもセンター）で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーパティス・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信を持って子育てができるようサポートします。	子ども未来課
4	ママ応援プロジェクト	乳幼児を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	子ども未来課
5	新人お母さん・お父さんの保育見学	健康いきがい課健康相談係との連携により、出産予定の方や初めてお母さん・お父さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。	保育課
6	家庭教育学級	学齢期の児童等を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	生涯学習・学校地域連携課

個別目標④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	未熟児養育医療助成	母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	健康推進課
2	妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	健康推進課
3	里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成	公費による妊婦健康診査受診票を使うことができずに妊婦健康診査を受診した妊婦に対し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	健康推進課
4	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対し、医療費の助成を行います。	健康推進課
5	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に、歯科医師による歯科検診や歯科衛生士による歯みがき指導等を行うとともに、保健師や助産師の健康指導を実施します。	健康推進課
6	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が妊娠・産後の健康管理のための訪問を実施します。また、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、全戸訪問を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供も行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。	健康推進課
7	産前産後セルフケア講座	妊娠安定期と産後3か月までの女性を対象として、自身の身体のケアと育児不安や孤立感の軽減を図ります。	健康推進課
8 終了	マタニティクッキング	妊婦を対象に調理実習を通して、適切な食生活の認識を図ります。 ※28年度をもって終了（はびま学級（1-3-1）等「食育」を充実させる方向へ）	健康推進課
9	特別育児相談事業 （びよんびよんカンガルーの会、ツインズ・イン・北区）	多胎児の親や、発達に心配のある児の親子を対象に、グループワークを実施し、知識の学習や不安の軽減を図ります。	健康推進課
10	安心ママヘルパー事業	産前産後の体調不良で家事や育児が困難な方に対し産前1ヶ月から産後6か月になる前日までの間、民間ヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援センター
11	相談カード（妊婦用）の配布	妊娠による様々な不安の解消に努めるために、健康支援センター等の区内の相談窓口を配布します。	子ども家庭支援センター
12 新規	産後ショートステイ事業	産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅での育児に困らないための育児技術の習得を支援する。	健康推進課
13 新規	産後デイケア事業	産後デイケア事業に取り組む団体への支援を行う。 デイケアでは、スタッフによる乳児のケアと母親のケア（入浴・睡眠等）を行う。	健康推進課
14 新規	はびママ・きたく事業	妊娠届を出した妊婦に対し、妊娠中の様々な不安を軽減するため、地区担当の保健師等が「はびママ・たまご面接」を行い、後日、妊娠出産を応援するグッズを贈呈する。また、生後6か月までの子どもと保護者に対し、育児の不安を軽減するため、子ども家庭支援センターや児童館・子どもセンターで「はびママ・ひよご面接」を行い、育児を応援するグッズを贈呈する。	健康推進課、子ども家庭支援センター・子ども未来課

個別目標⑤ 経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容	所管課
1	児童手当の支給	0歳～3歳未満児には月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童には月額10,000円（第3子以降は月額15,000円）、中学生には月額10,000円を支給します。ただし、受給者が所得限度額以上の場合は一律5,000円の支給になります。	子ども未来課
2	子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	子ども未来課
3	外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を交付します。	子育て施策担当課
4	私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	子育て施策担当課

5	私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者の負担を軽減するため、補助金を交付します。（新制度移行園は対象外）	子育て施策担当課
6	私立幼稚園等就園奨励費補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設への就園を奨励するため、保護者の所得状況に応じ、補助金を交付します。（新制度移行園は対象外）	子育て施策担当課
7	認証保育所等保育料補助事業	認証保育所や定期利用保育施設に在籍する児童の保護者に保育料の一部を補助します。	保育課
8	ファミリー世帯転居費用助成	18歳未満の子どもを2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ、転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合に、転居費用の一部（礼金と仲介手数料の合算額）を助成します。（上限30万円）	住宅課
9	親元近居助成	区内に10年以上住む親の近くで、子ども世帯（18歳未満の子ども1人以上扶養・同居）が区内の住宅を取得する際に、20万円を限度に登記費用を助成します。	住宅課
10	三世代住宅建設助成	三世代が同居し高齢者に配慮した住宅を建設する場合に、一棟につき50万円を助成します。三世代とは、「親と子と孫」などの世帯をいいます（要事前申請）。	住宅課
11	奨学資金の貸付	高等学校等への入学予定者（在学者を含む）で、経済的な理由により修学が困難な区民に対し、奨学資金を貸し付けます。	教育政策課
12	就学援助	区立小中学校に通学する低所得世帯の児童生徒に対し、学習に必要な費用を援助します。	学校支援課
13 新規	実費徴収に係る補給給付を行う事業	特定教育・保育施設に通う生活保護世帯の1号認定者の給食費（副食費）及び1～3号認定者の教材費・行事費等の費用の一部を申請により補助します。	学校支援課、子育て施策担当課

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標① 地域における子育て家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子育てひろば事業	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	子ども未来課
2	児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動	親の育児不安解消や交流の場の提供、仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	子ども未来課
3	子育てアドバイザー活動	区内の児童館（子どもセンター）において、民生委員・児童委員による子育て相談事業を実施し、子育てに対しての助言を行います。	子ども未来課
4	みんなでお祝い輝きバースデー事業	満1歳児の親子をその誕生月ごとに、児童館（子どもセンター）や育ち愛ほっと館等でお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館等利用のきっかけづくりを行います。	子ども未来課
5	2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会	主に2歳児を対象に、幼稚園の入園準備のための情報交換会を行います。	子ども未来課
6	赤ちゃん休けい室の整備	赤ちゃんを連れて安心して外出できるよう、おむつ替えや授乳などで気軽に立ち寄ることができる簡易スペースを区民施設の新設や改修に合わせて設置します。	子ども未来課
7	子育てにっこりパスポート事業	子育て家庭の経済的な負担軽減と地域ぐるみでの子育て支援、及び地域の商店の活性化を図るために、区内の商店に協賛店の協力を得て実施します。中学生以下の子どもがいる世帯にパスポート（カード）を発行し、その提示により協賛店にて割引や特典が受けられます。	子ども未来課
8	幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	保育課、学校支援課、子育て施策担当課
9	保育園における地域交流活動事業	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	保育課
10	ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、区が連絡調整を行い区民による「サポート会員」がお子さんを預かりします。	子ども家庭支援センター

11	家庭教育力向上アクションプラン (旧事業名：家庭教育力向上プログラム)	家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。 (具体的な取組：①ブックスタート②親子サポート事業③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～④親子きずなづくり⑤メディアコントロール⑥家庭学習支援事業⑦みんなで育児心援プロジェクト 29年度からの新たな取組：⑧はくphoto事業⑨家庭でやっておきたい10の大切なこと⑩さわやか★朝ひろば⑪未来の親を育てようプロジェクト⑫北区きずな歌⑬北区版家庭学習のすすめ⑭北区ハイタッチ運動)	教育政策課、生涯学習・学校地域連携課、教育指導課、中央図書館、子ども未来課、保育課
12	子育て情報支援室保育事業	中央図書館子育て情報支援室で乳幼児をお預かりし、保護者にゆっくり図書館を楽しんでいただけます。読書を取り入れた子育てに活かしてもらえよう、保育を併用した講座も設定します。	中央図書館

個別目標② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	協働による地域づくりの推進	地域づくり応援団事業：NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共的活動を支援します。政策提案協働事業：NPOやボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	地域振興課
2	プレーパーク事業	子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことにより、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊び(プレーパーク)を実施する団体に対し、補助金を交付します。	子ども未来課
3	青少年地区委員会活動	区内各地区において、伝統や環境などの特性を活かして、スポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施する青少年地区委員会の活動を支援します。	生涯学習・学校地域連携課
4	地域環境づくり推進活動	毎年11月の子供・若者育成支援強調月間に合わせ、各青少年地区委員会が11月前後に実施するイベント等の会場で挨拶・声掛けをしながら、参加児童・生徒等に啓発用グッズを手渡しして挨拶の大切さを啓発します。	生涯学習・学校地域連携課
5	地域育て合い事業	地域での総合的な子育て支援をするために、近接又は隣接する児童館(子どもセンター)・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行います。	子ども未来課
6	昔遊びや伝統的な文化の継承活動	児童館(子どもセンター)や保育園において、子育て経験のある方や、伝統的な日本文化の知識がある方により、昔遊びや、伝統的な文化の継承活動を行います。	子ども未来課
7	高齢者参画による世代間交流	保育園において、地域における子育ての経験者・伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。	保育課
8	学校支援ボランティア活動推進事業	小中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	生涯学習・学校地域連携課
9	道徳授業地区公開講座の実施	意見交換を通して、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を実施します。	教育指導課
10	図書館における協働の推進	地域ぐるみの読書活動の充実を図るため、「おはなし会」などの読書活動推進事業について、ボランティアなど地域の読書活動支援者との協働体制の推進を図ります。	中央図書館

個別目標③ 地域における子育てネットワークの育成・支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	児童館(子どもセンター・ティーンズセンター)ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館(子どもセンター・ティーンズセンター)とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	子ども未来課
2	青少年地区協議会の開催	区内3地区で、各青少年地区委員会の代表者が一堂に会し、各地区の事例発表、警察担当者の講話等を通じて、地区の青少年を取り巻く情報を共有する機会を設けます。	生涯学習・学校地域連携課

個別目標④ 地域づくりのための人材育成の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	青少年地区委員会委員研修	青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修を実施します。	生涯学習・学校地域連携課
2	子育てアドバイザー研修	児童館(子どもセンター)において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	子ども未来課

3	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）職員に対し、乳幼児親子や中高生対応に必要なスキルを身につける研修を行います。また、地域ネットワークの拠点として、利用者・地域・学校等の関係機関を結びつける意識と能力を身につける研修を行います。	子ども未来課
4	PTA支援事業	PTA会員の資質の向上・各校PTA活動の充実を図るため、北区立幼稚園・小学校・中学校PTA連合会と共催で研修会を実施します。	生涯学習・学校地域連携課

個別目標⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子ども見守りネットワークの構築	区内で刃物所持事件等、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	危機管理課
2	安全・安心情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	「安全・安心」快適メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	危機管理課
3	『子ども安全手帳』の配付	子どもをねらった犯罪等に対し、子ども自身が日頃から防犯や安全に関して考えたり、潜在的に危険な場所に気づく能力や防犯意識を啓発するための補助教材として『子ども安全手帳』を作成し、区内の小学生に配付します。	危機管理課
4	小学生への防犯ブザー配付	子どもをねらった犯罪等に対する安全対策として、防犯ブザーを区内の区立小学校・私立小学校の新入児童（転入含む・全員）及び区立中学校の転入生（希望者）に配付します。	危機管理課、 生涯学習・学校地域連携課
5	子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	危機管理課
6	不審者対応訓練	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の職員を対象に、警察OBの防犯推進員による不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	危機管理課
7	乳幼児の事故予防の意識啓発	乳幼児健診（3～4カ月、1歳6カ月、3歳児）時などに乳幼児の事故防止のためのパンフレットを配布したり、健康教育など折に触れて意識啓発に努めます。	健康推進課
8	地域ふれあいパトロール事業	学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	子ども未来課
9	環境浄化運動	青少年地区委員会などにおいて、青少年の健全育成を阻害する恐れのある、有害な図書・DVD等の調査や排除に向けての啓発運動を実施します。	生涯学習・学校地域連携課
10	青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働	青少年問題協議会を設置し、関係機関と情報交換を行い、青少年の非行及び事故の防止を推進します。	生涯学習・学校地域連携課
11	非常通報装置「学校110番」の整備・維持管理	子どもたちの安全を図るため、緊急通報用として保育園、区立小中学校、区立幼稚園、児童館（子どもセンター）、学童クラブに非常通報装置を設置し、維持管理を行います。私立保育園及び認証保育所については、設置する際に補助金を交付します。私立幼稚園においては、維持管理に対し、補助金を交付します。	学校改築施設管理課、 保育課、子育て施策担当課、 子ども未来課
12	安心安全な給食の実施	園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・区立小中学校で手づくりの給食を提供します。 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかずの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。	保育課、 学校支援課
13	給食における食物アレルギー対応	給食における食物アレルギーについて、区立小中学校は基本除去食、区立保育園は主食・主菜を代替食、その他を除去食で個別調理により対応します。	保育課、 学校支援課
14	交通安全教室の開催	管轄警察署が中心となり、小学生の安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用等の交通安全教室を開催します。	施設管理課
15	ランドセルカバーの着用	小学校の新入学児童にランドセルカバーを配付することにより、児童の交通安全意識を養うとともに車両運転手からの視認性を高め、交通事故防止を図ります。	施設管理課
16	自転車安全運転免許証制度の推進	小学生4学年に対して、自転車の安全利用の特技・筆記試験を実施し、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用・マナーの向上を図ります。	施設管理課
17	セーフティ教室等の開催	区立保育園、児童館（子どもセンター）、小中学校において、警察署等と連携して、不審者等への対処策や非行防止に関する学習を実施します。	子ども未来課、 保育課、 教育指導課
18	防犯カメラの設置	経年による老朽化が目立つ防犯カメラを更新するとともに通学路の安全を確保するため、小学校全校を対象に、校内及び校内から通学路を撮影する防犯カメラを新設します。	学校改築施設管理課

19	子ども安全対策協議会	児童を犯罪等から守るため、各区立小学校において保護者や教職員・自治会等地域の方々、警察署等で構成する「子ども安全対策協議会」を組織し、子どもの安全対策の現状と課題について、構成員が情報交換、意見交換を行うとともに協力体制を深め、地域社会全体で子どもの安全対策に取り組みます。	生涯学習・学校地域連携課
20	こども110番	「こども110番」のシンボルマークを協力者宅の玄関等に設置し、児童・生徒が登下校時に危険を感じた場合、協力者宅に保護を求め、警察や保護者・学校などへ連絡し、安全を確保します。小学校PTA連合会にプレートシール代、保険料を助成します。	生涯学習・学校地域連携課
21	通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	学校支援課

施策目標3 未来を担う人づくり

個別目標① 就学前教育の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
1	私立幼稚園協会への補助	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	子育て施策担当課
2	幼稚園の教育活動の充実	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。	子育て施策担当課、教育指導課
3	保育園職員等専門研修	保育の質向上のため保育園職員等（認可外含む）に対し、職種別専門研修を行います。	保育課
4	きらきら0年生応援プロジェクト	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣します。	教育政策課
5	区立認定こども園の開設	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設に取り組みます。モデル実施として、平成29年度に1園の開設を予定しています。	学校支援課
6	こども図書館の整備・運営	子ども連れでも気兼ねなく図書館を使えるよう、利用者同士の情報交換の場でもある子育て情報支援室や授乳コーナーなどを中央図書館に配置し、子どもの読書活動を支援します。	中央図書館
7	読み聞かせや読書活動の支援の実施	赤ちゃん、幼児、小学生それぞれの年齢に合わせたおはなし会等を定期的実施するとともに、子どもたちの成長に適した本の紹介やイベントの開催などを通して読書活動の支援を行います。	中央図書館
8	ブックスタート	3～4か月児健康診査の機会を捉えて、ブックスタートバックを配布しながら保護者にブックスタートの趣旨を説明し、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行います。	中央図書館
9	ブックスタートフォローアップ	ブックスタートによる絵本の配布後、絵本リボン、読み聞かせやブックスタート等の楽しい催しを通して読書活動の継続を促します。図書館をはじめ児童館など、より身近に、親子の交流の場を拡げて実施します。	中央図書館
10	3歳児絵本プレゼント	地域での子育てを応援する中で、年齢に応じた絵本の利活用により、子育ての楽しさをより実感してもらい、幼児期の読書活動を推進するため、3歳児に絵本をプレゼントします。	中央図書館

個別目標② 教育の場における子育ての支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	大学機能との連携の推進	大学の持つ専門的なノウハウを活かし、学校教育への支援をはじめ、地域との協働事業など、様々な場面で教育力の向上を目指し、提携・連携する分野の拡大を図ります。	企画課
2	リサイクルの啓発	子ども向け環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内の小中学校に環境学習資料として配布します。	リサイクル清掃課
3	北区学校ファミリー構想の推進	通学区域の重なる区立幼稚園、区立小中学校を核としてグループ（サブファミリー：SF）をつくり、学校（園）間連携、学校（園）と地域の連携によって学びの連続性を図り、教育の幅を広げるとともに質を高めていきます。	教育政策課
4	北区小中一貫教育の推進	北区学校ファミリー構想を踏まえ、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	教育政策課

5	(仮称)教育総合センターの設置	教育先進都市・北区の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称)教育総合センターの設置を検討します。	教育政策課
6	理科大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	理科実験支援事業、実験講座(平成27年度より、サイエンスDAYキャンプをサイエンスラボへ一本化)を実施します。	教育未来館
7	学校の改築	区立小中学校の改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、学校を改築します。	学校改築施設管理課
8	学校のリフレッシュ改修	当面、改築に至らない小学校を対象に、教育環境の充実や施設の長寿命化を目的に、リフレッシュ改修工事を実施します。	学校改築施設管理課
9	トイレの洋式化	学校は学習の場であるとともに「生活の場」であるとの考えのもと、全区立小中学校の便器の洋式化(全体の50%以上)を推進します。	学校改築施設管理課
10	図書室等特別教室の空調機導入	全普通教室への導入を済ませている空調機については、既に整備済の音楽室、図書室に続いて、児童生徒の利用頻度の高い特別教室への空調機の計画的な導入を進めます。	学校改築施設管理課
11	エコスクール整備事業	壁面緑化、屋上緑化、ピオトープの整備や太陽光発電の導入等を通じ、児童生徒の環境教育、環境学習等の機会を提供します。	学校改築施設管理課
12	イングリッシュサマーキャンプ事業 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立中学2年生を対象とした夏季施設事業。外国人留学生と活動を共にすることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解を深めることを目的とします。	学校支援課
13	新聞大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学校の児童・生徒に新聞に親しませ、社会の出来事やしくみに興味・関心を持たせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通じて、言語活動の充実を図り、生きる力を育みます。	教育指導課
14	ALTの配置〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。小学校では、小1～小6の英語及び外国語活動の時間にALT(外国語指導助手)を配置します。滝野川紅葉中学校では、放課後を活用してイングリッシュブラザを実施し、英語活用の機会を増やします。	教育指導課
15	学力パワーアップ事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	区立小中学校に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。	教育指導課
16	中学校スクラム・サポート事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	数学専任の教育アドバイザー(元校長)が、全区立中学校において数学専科の教員への巡回指導を実施し、各学校での授業改善を推進します。また、家庭学習アドバイザー(外部講師)が、希望する生徒の数学及び英語の家庭学習を支援し、生徒個々の課題の解決と学習意欲の向上に取り組みます。	教育指導課
17	夢サポート教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現を支援する学習教室を実施します。(27年度モデル実施)	教育指導課
18	学力フォローアップ教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	早い段階での学習のつまづきを解消するため、小学3年生、4年生を対象に学力補充教室を実施します。(27年度モデル校実施)	教育指導課
19	総合的な学習活動の推進	区立小中学校が総合的な学習活動を進める上で地域のボランティア講師の招聘等を行います。	教育指導課
20 終了	道徳副読本の配付	区立小中学校全校の児童生徒に対し、道徳の授業で使用する補助教材を配付します。 ※30年度に教科化に伴い、29年度をもって廃止	教育指導課
21	魅力ある学校図書館づくり事業	図書館司書を配置するなどして、区立学校図書館を児童生徒が主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める場にし、児童生徒の言語力の向上を図ります。	教育指導課
22	情報教育に関する研修会の実施	区立学校の教員のICT活用指導力の向上を図るため、情報機器の授業への活用や情報モラル等にかかる研修会を実施します。	教育指導課
23	ふるさと北区への愛着を育む事業	北区の子どもたちが、郷土を知り、郷土への関心を高めるため、小学校の社会科や総合的な学習の時間帯において、「北区の歴史 はじめの一歩」を活用した学習等を実施することにより、「ふるさと北区」への愛着を育む事業を推進します。	教育指導課

個別目標③ 自己実現の場と体験機会の提供

No.	事業名	事業内容	所管課
1	中学生モニター・高校生モニター	中学生、高校生世代の意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考にするとともに、中高生の社会参加のきっかけづくりを目的に実施します。中学生モニターはアンケート・施設見学も実施、高校生モニターは隔年実施します。	広報課
2	小学生との区政を話し合う会	区政に対する意見・要望・提案を把握するため、小学生との意見交換会を実施します(平成27年度より毎年実施に変更)。	広報課

3	中学生防災学校 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、AEDの使い方や初期消火の方法など防災の知識を身に付けさせ、中学生の力が地域の防災力向上に寄与するよう指導します	防災課
4	地域防災リーダー育成・中学生編 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生が将来の地域防災リーダーになれるよう、地域の自主防災組織や消防団、消防署、学校などと連携を図り、地域や学校に配備されている防災資機材（D級ポンプ、救助用品、炊き出し用品等）の使用方法などを経験させることで、災害発生時には、中学生が中心となって活躍できる基盤づくりを行います。	防災課
5	親子ふるさと体験事業	夏休みを利用して1泊2日で中之条町を訪れ、農業体験やそば打ち体験など、様々な体験を通して親子の交流を推進します。	地域振興課
6	都会っ子ふれあい農業体験事業	秋の稲刈りの時期に北区の小学5年生約20人が酒田市を訪れ、農業体験などを行い、両都市の児童交流を推進します。	地域振興課
7	子ども文化教室	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。	文化施策担当課長
8	児童ダンス☆演劇教室	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや運動能力、表現力などを伸ばすことを目指します。	文化施策担当課長
9	スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。（希望園で実施）	文化施策担当課長
10	輝く☆未来の星コンサート	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行うことにより、子ども達の豊かな心を育てるとともに、将来、文化芸術を目指すきっかけづくりや親しむ機会の提供を図ります。	文化施策担当課長
11	伝統工芸保存事業	北区伝統工芸保存会会員が区内の小学校・児童館等へ出向き、伝統工芸の技を教えます。	産業振興課
12	夏休み親子消費者教室	普段、何気なく消費している素材を取り上げ、簡単な実験をとおして、物の仕組みや商品を知る力を育成します。	産業振興課
13	親子消費者講座	夏休み期間に親子で消費生活に関する学習講座を実施します。	産業振興課
14	エコエコツアー （親子施設見学会）	夏休みを利用して、清掃及びリサイクル施設を見学します。家庭から出されるごみやリサイクル資源がどのように処理されていくかを学び、将来に向けて3R（ごみを作らない、くり返し使う、再び資源として利用する）のライフスタイルを取り入れるきっかけとしていきます。	リサイクル清掃課
15	こどもエコクラブ	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	環境課
16	子ども環境講座	様々な環境課題を題材に「気づき・考え・行動する」ことを学ぶため、自然環境講座、ホテル飼育講座、家族参加型の野外体験学習を実施します。	環境課
17	環境学習	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要です。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	北区清掃事務所
18	子どもかがやき顕彰	文化・スポーツ等で全国規模の大会への出場、東京都規模の大会での優勝など、特に優秀な成績を修め、北区のイメージアップに貢献した児童生徒等を顕彰し、地元意識の向上を図り、明日の北区を担う人づくりを目指します。	生涯学習・学校地域連携課
19	青少年の発表の場の提供	青少年に意見や日常の活動を発表する場を提供し、発表を通じて社会への参画の意識を醸成し、活動の成果を実感するとともに、自信と達成感、責任感や連帯感を感じ取る機会とするため、発表の場の提供を推進します。	生涯学習・学校地域連携課
20	乳幼児と小・中・高校生との交流事業	児童館（子どもセンター）において、乳幼児とのふれあいを中心に、やさしさや慈しみの感情を育み、次世代につなげていく子育て環境をつくります。	子ども未来課
21	保育園と小・中・高校生との交流事業	保育園児と小・中・高校生との交流の中で、養育性を育みます。	保育課
22 終了	文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰	文化・スポーツ等の各領域で特筆すべき成績を修めた区立小中学校の児童・生徒を表彰し、青少年の健全育成の推進を図ります。 ※27年度をもって、終了（28年度に3-3-18子どもかがやき顕彰へ統合のため終了）	教育政策課
23	キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、区立小中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	教育指導課
24	文化センター子どもひろば	文化センター利用団体、区民が主体となって、クラフト、音楽・舞踊体験、伝統文化・芸能、生活技術等各種体験の場を提供するイベントを各センターで開催します。	生涯学習・学校地域連携課

25	文化センター子ども講座	夏休みや土曜、日曜の生活をより一層充実したものとするために、絵画、手工芸、陶芸等各種教室を開催します。	生涯学習・学校地域連携課
26	トップアスリート直伝教室	味の素ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得します。また、キッズアスレティックスを小学校単位で体験し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。	東京オリンピック、パラリンピック担当課
27	北区ふるさと農家体験館事業	区指定文化財である古民家において、小中学生を対象とした講座を実施し、昔の暮らしについて学びます。夏休みには工作教室を、年間を通じては野菜作り体験などを行います。また、希望される学校には古民家や民具などをみて、触れて、昔の暮らしについて学べる見学も行っています。	飛鳥山博物館
28	来て、見て、さわって！昔の道具	小中学生社会科の小単元「むかしをしらべる」に対応する事業。館所蔵の生活用具資料の展示と道具の使用体験を通じて、昔の道具の使い方や当時の暮らしを学びます。道具の使用体験は「かまど体験」「せんたく体験」など複数の中から選択。学校単位で参加を受け付け、冬季に博物館で実施します。	飛鳥山博物館
29	夏休みわくわくミュージアム	小中学生を対象に夏休みの期間に、子どもが楽しみながら北区の歴史や自然に親しめるように工夫した展示や、「土器作り」や「勾玉作り」など、体験を通して昔の人々の技術にふれる講座を開催します。講座は親子のふれあいの場ともなるよう、親子で参加するものを多くしています。	飛鳥山博物館
30 新規	省エネ道場	「北区ecoかるた」を使ったかるた遊びや工作などの体験を通して、楽しく遊びながら環境について学ぶことができる機会を提供します。また、学習を發揮する場として「北区ecoかるた大会」を開催します。	環境課

個別目標④ こころとからだの健全な成長への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	小学生の「人権の花」栽培活動	小学生の児童たちが、協力して種まきや水やりなどを行い、花の栽培を通して命あるものを大切にすることを学び、思いやりの気持ちを育みます。	総務課
2	小学生の「人権メッセージ」	小学生を対象に、人権尊重の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的として、体験を通して「人権についての思い」を発表する「人権メッセージ発表会」に参加します。	総務課
3	中学生の「人権作文」	区内の中学生が、人権について日頃感じていることを体験などを通して作文にすることにより、人権問題に対して考え、理解を深める機会とします。	総務課
4	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題を早期に発見し対応します。	健康推進課
5	定期予防接種	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法第5条の規定により定期予防接種を実施し、公衆衛生の向上を図ります。	健康推進課
6	乳幼児歯科保健相談	乳幼児（4歳未満）を対象に、歯科検診・相談、予防処置、歯みがき教室を実施します。	健康推進課
7	保育園・幼稚園における歯科健康診査	歯の衛生週間実施計画に基づいて、保育園・幼稚園児を対象に検診を実施します。	健康推進課
8	小児救急医療体制の整備	都道府県、近隣区市町村及び関係機関との連携し、救急医療体制の充実を図ります。月曜～土曜の夜間における子ども（15歳以下）の急病者に対する診療事業を、北区医師会の協力を得て東京北医療センターに委託して実施します。	健康推進課
9	学校保健への情報提供	養護教諭などを通じて小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止などの禁煙支援情報の提供や生活習慣病予防などの意識啓発を図ります。	健康推進課
10	北区楽しい食の推進員による食育講座	食の大切さを伝えていくため、区独自で養成している「北区楽しい食の推進員（栄養士）」が講師となり、主に児童館（子どもセンター）の乳幼児クラブに参加している保護者を対象として食に関するテーマの講座を実施します。	健康推進課
11	離乳食講習会	概ね8か月までの乳児を持つ保護者に、乳児の発達に応じた離乳食のすすめ方について、食材を使って具体的な指導を行います。	健康推進課
12	幼児食講習会	11か月から1歳1か月までの乳幼児を持つ保護者に、離乳食から幼児食へのすすめ方について、試食をしながら指導を行います。	健康推進課
13	食育体験教室	「食べるもの」「食べること」につながる多彩な分野への興味・関心を呼び起こすため、「食」にまつわる様々な体験教室を実施します。	健康推進課
14	親子クッキング教室	幼児親子、小学生親子を対象に、親子でふれあいながら、「食」に対する興味関心を引きだすため、食育講座や調理実習を行います。	健康推進課

15	心の教育推進委員会の運営	「北区心の教育推進委員会」を設置し、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	教育指導課
16	教育の場における人権教育の取り組み	各幼稚園、小中学校において、発達段階に応じた人権教育に取り組み、教育活動全体を通じた人権教育の推進を図ります。また、指導事例を共有して、質の向上に努めます。	教育指導課

個別目標⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

No.	事業名	事業内容	所管課
1	児童館（子どもセンター）での小学生対応事業	児童の健康増進、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を展開するとともに、青少年地区委員会と連携し、地域の子育て力を高め、地域の子どもを心身ともに健やかに育成していきます。また、各小学校における放課後子ども総合プランの実施にあたり、小学生対応事業が円滑に実施できるように支援していきます。	子ども未来課
2	ティーンズセンターの設置	地域の中高生世代の居場所や自己実現の場・社会体験機会の場を提供するとともに、中高生世代の悩みなどの相談や地域と中高生世代の架け橋としての役割を果たし、次代を担う人材を育成していきます。	子ども未来課
3	放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	小学校を会場として、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「学童クラブ」「放課後子ども教室」「校庭開放」「地域寺子屋」の機能を併せ持つ「放課後子ども総合プラン」を全小学校に導入していきます。実施校ごとに地域の方で構成する実行委員会を設置し、地域の方々の協力を得ながら実施します。	子ども未来課
4	専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談）	育てにくい子どもが虐待を受ける場合が多いことから、児童や保護者に対し床心理士が相談に応じます。	子ども家庭支援センター
5	相談カード（子ども向け）の配付	児童虐待を早期に発見し支援するために、子ども家庭支援センターを紹介するカードを小学5年生・中学1年生に配付し、相談につなげます。	子ども家庭支援センター
6	スクールカウンセラー（SC）の配置	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小中学校へ児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置します。	教育支援担当課
7	スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置	児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置します。また、教育相談員や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携して相談等の対応を行います。さらに、統括指導員を配置し、スクールソーシャルワーカーの人材育成に努めています。	教育支援担当課

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	オレンジリボンキャンペーン事業	児童虐待防止のシンボルでもあるオレンジリボンを活用しつつ、子どもに対する重大な権利侵害である児童虐待を防止するために、講演会やオレンジリボンキャンペーンを実施します。	子ども家庭支援センター
2	養育支援訪問事業	子育ての不安が強く、養育が困難な家庭に対し、子ども家庭支援センター職員による助言・指導や民間ヘルパーの派遣を行い、家庭で自立した生活が送れるよう、子育てを支援し、また保護者の養育力の向上を図る。	子ども家庭支援センター
3	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館（子どもセンター）を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を推進し、情報を共有しながら要保護児童などへの適切な対応を図ります。	子ども家庭支援センター
4	見守りサポート事業	子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適切と判断される家庭、及び児童虐待により児童相談所が一時保護もしくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	子ども家庭支援センター
5	相談対応力強化事業	子ども家庭支援サービスの総合調整機関である子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）の対応力強化を図るため、児童相談所へ職員を派遣します。	子ども家庭支援センター

6	養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめて、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター
7	ペアレントトレーニング事業	子育てに不安感を抱いたり、子どもへの対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター

個別目標② ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ひとり親休養ホーム事業	区が日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成して、ひとり親家庭の休養、健康増進を図ります。	生活福祉課
2	ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワークと連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	生活福祉課
3	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	生活福祉課 子ども未来課
4	母子生活支援施設（浮間ハイマート）	母子家庭で児童の養育が十分できない場合、母子共に入所させて保護し、生活の安定と自立を支援します。	生活福祉課
5	東京都母子及び父子福祉資金貸付	母子家庭または父子家庭に対して、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付します。	生活福祉課
6	母子福祉応急小口資金貸付	母子家庭に対して応急に必要とする小口資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。	生活福祉課
7	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が負担します。	子ども未来課
8	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	子ども未来課
9	児童育成手当の支給	18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。（都制度）	子ども未来課
10	福祉サービス第三者評価の実施	母子生活支援施設サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	生活福祉課

個別目標③ 障害のある子どもと家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	自立支援医療（育成医療）	手術など治療により、確実な治療効果が期待でき身体障害の除去・軽減が見込まれる18歳未満の児童に対して医療費を助成します。	障害福祉課
2	小児慢性疾患医療費助成	改正児童福祉法（平成27年1月1日施行）に基づき、定められた対象疾患の治療方法等の情報を今後の治療研究に活かすとともに、その治療にかかった費用（保険適用分）の一部を助成します。	障害福祉課
3	小児精神障害者入院医療費助成	精神疾患のため精神科病棟にて入院治療を必要とする18歳未満の方を対象に、健康保険が適用される入院費の自己負担分（食事代除く）を助成します。	障害福祉課
4	中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課
5	気管支ぜん息児等への公害健康被害予防事業	気管支ぜん息等をもつ子どもとその親を対象に健康相談や学習の機会を設けます。	障害福祉課
6	障害児福祉手当	障害のため必要となる特別な負担の軽減を図るため、重度心身障害児に対し手当を支給します。	障害福祉課
7	障害児通所支援事業（児童発達支援）	心身の発達に遅れやつまずきのある未就学児を対象に、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導等の療育支援を行います。	障害福祉課
8	障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、居場所づくりを行います。	障害福祉課

9	相談支援事業（障害児相談支援）	区が指定する「指定障害児相談支援事業者」が障害児支援利用計画を作成しモニタリングを行うことにより、適切なサービス利用をきめ細かく支援します。	障害福祉課
10	特別児童扶養手当の支給	中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育する家庭に対し、都が手当を支給します。	子ども未来課
11	さくらんぼ園 （子ども発達支援センター）	発達の遅れやつまづきまたは、その疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や区民に対する普及啓発活動等を行い、相談支援事業所として「サービス等利用計画」の作成を行います。	子ども家庭支援センター
12	巡回指導員の派遣	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	子ども未来課、保育課、子ども家庭支援センター
13	特別支援児保育	公私立保育園において、適正に職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	保育課
14	幼稚園の特別支援児受け入れ	区立幼稚園において、わずかな手助けがあれば集団の中でほかの幼児といっしょに園生活をする事ができる特別な支援を必要とする幼児を受け入れます。また、私立幼稚園においても特別支援対象児の受け入れを行っています。	学校支援課
15	肢体不自由児等への介助員の派遣	区立小中学校における通常学級での学習活動に支障のない肢体不自由等の児童・生徒に対し、就学支援委員会において審議・判定の結果、介助員を配置します。年間を通じて、通常学級での学校生活にあたって生活場面での移動や生活動作等の介助を行います。	教育支援担当課
16	特別支援学級交流教育推進事業	区立小中学校の特別支援学級在籍児一人ひとりの障害や発達の状況に応じ、個別指導計画に基づいて、非常勤講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる等の交流及び共同学習を行い、学習・教育活動の補助を行います。	教育支援担当課
17	特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とした支援体制の整備を図り、早期に特別支援教育につなげるために、各校で指導を行うための特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。	教育支援担当課
18	就学支援シートの作成・活用	小学校への入学にあたって、家庭や就学前機関（幼稚園・保育園・療育機関等）において、子どもとの関わりの中で、配慮してきたことや心配なことなどを就学先に伝える就学支援シートをすべての保護者に配布しています。子どもの生活の様子や配慮が必要なことを保護者と就学前機関が連携して作成し、子どもが持てる力を十分発揮できるよう、就学する小学校での具体的な指導や支援に活用します。	教育支援担当課
19	副籍制度の推進	都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、継続的な交流を通じて、居住する地域の中で障害のない児童・生徒との相互理解につなげ、豊かな心を育てていくことを目指していきます。	教育支援担当課
20 新規	サポートファイル活用・推進	乳幼児期から社会生活に至るまでの成長記録や療育機関、学校、医療・福祉機関等で受けた支援内容や提供された資料などを保護者が記録・保管していくファイルのことで、家庭と関係機関との間で情報を円滑に共有し、より良い支援を受けるために活用することを目的とし、発達や成長などに悩みや不安、また障害や疾病などがある子どもが、一貫した切れ目ない支援をうけるために活用を進めています。	教育支援担当課

個別目標④ 生活困窮家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	自立支援プログラム （高校進学支援プログラム）	生活保護世帯で中学生の子どもを持つ保護者に、塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進学意識を高め、高校入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課
2	中学校を卒業する被保護世帯の子どもに対する自立援助金の支給	生活保護世帯で中学校を卒業し就職する方に対し、就職支度費を支給し、本人及び世帯の自立助長を図ります。	生活福祉課
3	修学旅行支度金の支給	生活保護世帯の小学校5・6年生又は中学校3年生に対し、修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、修学を支援します。	生活福祉課
4	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方）に対し、生活保護に至る前の段階から支援（自立相談支援事業・住居確保給付金支給事業・家計相談支援事業等）を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を図ります。	生活福祉課

5 新規	子どもの未来応援プロジェクト	子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むことを目的として、平成28年度末に「(仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」を策定し、実効性の高い施策展開を図ります。	子ども未来課
---------	----------------	--	--------

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

個別目標① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取り組みや推進方法及び仕事と生活の調和に役立つ情報について、情報誌や講座等により情報提供を行います。	男女いきいき推進課

個別目標② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業と認定し、広く区内にPRをすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発並びに推進を図ります。	男女いきいき推進課
2	アドバイザー派遣制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業または取り組みを更に向上させようとする企業に専門のアドバイザーを派遣する。	男女いきいき推進課

個別目標③ 男女が共に担う子育ての推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	パパ参上	父親向けに、親子で楽しめる遊びや育児等の講座を行います。	子ども家庭支援センター
2	男性の子育て・家事協働支援	男性が子育てや家事の担い手として、主体的に参画するための知識や技術を身につけるための講座を開催します。また、男性同士で子育てのアイデアや経験を分かち合う場を提供します。	男女いきいき推進課
3	イクメン講座・イクじいイクばあ講座	育児に積極的に関わろうとする男性（父親）や祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関わる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座などを実施します。	子ども未来課、男女いきいき推進課
4	父親への支援事業	児童館（子どもセンター）において、父親向けのイクメン事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場の提供を行い、ネットワークづくりのきっかけとなる仕掛けを行っていきます。	子ども未来課

北区子ども・子育て支援計画2015
(平成27年～平成31年)の中間見直し

発行年月：平成30年3月（2018年3月）

発行：東京都北区教育委員会事務局
子ども未来部子育て施策担当課

〒114-8546

東京都北区滝野川2-52-10

電話：03-3908-8143

刊行物登録番号